

琴歌譜の「歌返」の歌

賀 古 明

琴歌譜所収第一番の歌曲「苜都歌」について所載されている「歌返」は、今日、「しづ歌の歌ひ返し」の意であるとされている。

このことは、古事記に、「志都歌之歌返也」と記して、歌曲名を示し伝えているものが二ヶ所あり、その他には、他のいずれの歌謡についても「……歌の歌ひ返し」と称しているものが見えず、又、単独に、「歌返」の歌曲名が付けられたものが見られないことによつて、一応、肯定されているにすぎないことである。

しかも、なお、「しづ歌」及び「歌ひ返し」の歌曲名の表わしている意味について、決定的な結論を得ていない今日、琴歌譜において、「しづ歌」の次に「歌ひ返し」が並べられているとしても、その「歌ひ返し」をただちに「しづ歌の歌ひ返し」の略称とすることは、なお、決定的な立証を得ないかぎり、早計である。

故に、本稿では、この歌曲名の問題の検討は、一応、後に廻し、まず、この歌謡の解意に主眼を置いて進めることにした。このためには、この歌謡に付記されている縁起との関連の検討は除外できな

い問題である。ただ、琴歌譜中の有縁起歌の縁起のみについては、「琴歌譜の有縁起歌」と題して、琴歌譜所収のすべての縁起と、他の古代古典所収の古代伝承との比較研究を基礎として、琴歌譜の記録者の記録態度についての考察を発表した小論（国学院雑誌五十七卷第三号所収）があるので、くわしくは、それを参照いただくこととし、今は、歌謡の解意に直接必要な限度においてのみ、その縁起に触れるに止めることをおことわりしておく。

島国の淡路の三原の小竹
さ根掘じに
さ根こじに
しや

い堀じ持ち来て
朝妻の
いこじ持ち来て
しや

朝妻の
朝妻の
朝妻の
しや

御井の上に植多つや
御井の上に 植多つ や

淡路の三原の小竹

淡路の 三原の小竹

植多つ 小竹

淡路の 三原の小竹

植多つ 小竹 小竹

植多つ 小竹 小竹

植多つ 小竹 小竹

上段の歌詞は、歌曲名の下に、細字二行書きで記されており、譜中の歌詞を整理して収めている形のものである。下段のものは、譜中に記されている歌詞で、延音や曲符号を除いたものである。

この歌謡においては、譜中の歌詞は、句の繰返しと断子詞とが、歌曲名下の歌詞より多くなっているのみであり、基本の歌詞の省略はなく、歌一首を、全部、琴歌として歌っているものである。ただ、用字について両者の間にやや相違するものもあるが、訓読の相違を生ずるほどのものでもないので、今回は、その問題にまでは触れない。

この「歌返」の歌謡の表意は、

島国の淡路島の三原地方の小竹をよ

根ごと ごつそり掘り出して 掘つて 持つて来て

朝妻の御井のほとりに 植えたことだよ

淡路島の三原の地の小竹をよ

と、一応は 容易に通釈し得るものである。

しかし、やはり、この解意のみでは、なお、通意が不十分の感いだかれる。このような場合、古代歌謡の解釈・理解には、隠喩の存在が考慮されることが、普通の受けとり方となつて来ている。

このことは、更に、前記のように、「歌返」の名称が、既に、古事記歌謡の歌曲名の中に見られるものであることと共に、更に、この「歌返」の歌謡そのものの型態が、明らかに記紀歌謡圏内のものであると認められると認められるものであることによつて、一層、この歌謡に、その縁起としての隠喩にかよう伝承——古史伝承の存在が探究・考慮されるものを持つていると考えられて来るのである。

しかも、今日、既に、記紀歌謡と、それを含んで伝承されて来ている古史伝承とにおいて、その大部分は、その古史伝承と、その歌謡とが、本来、全く別個の発生のものであり、ある時までは、又、全く、別個の伝承経路を通つて伝承されて来たものでありながら、その伝承経過のある時に、何らかの契機によつて、習合して伝承されるようになり、その古史伝承と、その歌謡との習合態が、その後は、本来、その型であつたかのごとくに信じられて、伝承経路を流れて来るに至つたのであり、それが、殆ど、そのままの型で、記紀編纂の資料として採りあげられたものと、今日までの、古典分析研究の成果は見究めをなし得ているのである。しかも、なお、そのよう

に、本質としては、習合伝承であるものを、本来の一伝承型として受けとるままに、なお、伝承し、記録することを本筋としていた時代に属する平安朝初期においては、古くから伝承されて来たと考えられる歌謡、即ち、記紀歌謡圈内、又は、それ以前の歌謡と見られるものには、当然、その歌謡の縁起を語る古史伝承があるべきものとして、古代歌謡本来の姿のまま、何らの縁起伝承をも伴わず伝えられている歌謡にも、それにふさわしい、何らかの古史伝承を、他の古史伝承を伝えていた古代古典の中から探し求めて、付記しようとする傾向を生じて来ている。

琴歌譜の歌謡に縁起が付記されているものは、殆ど、上述の考慮と同様の過程においてなされていると、認められるものである。なお、このような探究の過程は、更に、既に一つの縁起伝承を伴っている型のままを受けとつた歌謡についても、本来は、それが習合であるために見出される不合理性への疑惑の感知から、なお、更に、他の古史伝承の探究の結果を附記する、縁起並記の型が見られる。この「歌返」に三つの縁起が並列付記されているのも、前述の受理過程の上になされているものと認め得るものである。

「歌返」に付記されている三つの縁起の内、一つは、譜の前に、他の二つは、譜の後に記されている。しかし、この記載の順序は、必ずしも、琴歌譜の記録者の、この三つの縁起に対する軽重感の差

によつて並べているとはかぎらない点がある。(本稿で、便宜上、記載順に、第一の縁起・第二の縁起・第三の縁起と呼ぶこととするが、これも、筆者自身の、この三つの縁起に対する軽重感による順序立てでないことはいふまでもないことである)

第一の縁起は、

難波の高津の宮に天の下治しめし大鷦鷯の天皇、八田の皇女を納れて妃としたまひき。時に皇后聞きて大く恨みたまひしかば、天皇久しく八田の皇女の所に幸でまさざりき。よりて若姫に恋ひ思ほして、平群と八田山との間にして、この歌を作りたまへれば、今校ふるに、日本(紀)古事記に接せず。

とある、この古史伝承本文の最後に、「今校ふるに、日本(紀)古事記に接せず。」と追記している点は注意すべきものである。

これは、琴歌譜の記録者が、この「歌返」を受けとつた時に、既に習合して伝えられていた縁起に対する、琴歌譜の記録者の検討・批判の形を示すものであり、更に、記紀両書には、大鷦鷯天皇(仁徳)と八田の皇女との恋愛譚と、それにかかわる歌謡とが伝えられているものの、この「歌返」と同様な歌謡は、記紀両書のいずれにも伝えられていないことから、他に、縁起を求めて、第二・第三の縁起を付記したとみられるものである。

しかるに、第二の縁起、

一説にいはいく、皇后息長帯日女、那羅山を越えて、葛城を望み見たまひて作りたまへる歌といへり。

及び、第三の縁起、

一古事記には、菅田の天皇、淡路島に遊獵したまひし時の人の歌といへり。

のいずれも、又、そのままの文章は、今日に伝わっているどの古代古典の中にも見出されないものである。(詳細は、前記「琴歌譜の考」(縁起歌)を参照願ひたす。)

ただ、前記の如く、第一の縁起が、この歌謡と習合して伝えられて来たことは認められるのであるが、琴歌譜の記録者が、既に、疑問を抱いていたとおり、この第一の縁起文中に、習合の契機は直接には見出し得ない。

しかし、仁徳天皇と八田の皇女との恋愛譚を伝えている書紀の古史伝承の中に、

(仁徳天皇廿三年)天皇皇后に語りて曰く、八田皇女を納れて、將に妃と為さむとす。時に、皇后聴たまはず、爰に天皇歌よみして以て皇后に乞ひて曰く、

として、次に、天皇の歌があり、次に、皇后がそれを拒否される意を表わしているとみられる歌が三首ある。その次に、

天皇、又、歌よみて曰く、

朝妻の避箇の小坂を片泣きに道行く者も偶ひてぞ宜き

皇后、遂に聴さじと謂ひ、故に黙して、亦、答言したまはず。

とある。この歌中の地名の「朝妻」が、仁徳天皇・八田の皇女の恋愛伝承と、この「歌返」の歌謡との連なりを思わせた契機であろうかとみられる点はある。しかし、八田の皇女は「八田」の地を本貫と

する皇女の呼称であり、地名「八田」(矢田・倉田・家田・屋田)は各地にかなりある名称ではあるが、淡路には見出されない。故に、「淡路の三原」と八田の皇女との間には何ら由縁が考えられないことからして、今は、隠喩としても、八田の皇女を考慮することは無理である。

第二の縁起にある息長帯日女(神母)は、その御母は、葛城高嶺媛(葛城之高嶺)と伝えられており、葛城の朝妻の地と有縁である。更に、「那羅山」(奈良)を越える折、はるかに望めば、好天氣の時は、南南西方に、葛城金剛山東側の一峯として、朝妻山を眺め得ることではある。しかし、この「歌返」の歌謡を、人物隠喩の歌と見る場合には、隠喩されているのは女性であり、当然、作者を男性と見なければならぬ。ここに、この縁起と、歌謡内意とは矛盾し、ここに、人物隠喩を明らかにする連なりを認めることは、いかに習合としても無理なことである。

第三の縁起にある如き、菅田の天皇(嵯峨)の淡路島への御狩の古史伝承は、書紀の、十三年三月の条及び二十二年九月の条の二ヶ所に見出される。しかし、この二つのいづれにも歌謡は付伝されていない。その上、この二伝承のいづれをも、琴歌譜の、この縁起に相当するものとなし得る確証はない。

ただ、仲哀天皇が、淡路島に屯家を定められて以来、淡路島は、特に、大和系朝廷と深い連がりがあり、応神・仁徳・履中・允恭の諸天皇が淡路の御原(三原(狩獵の)ための御料地)へ行かれたとする古史伝承が、記

紀に見られる。更に、反正天皇について、その御生誕の地として、その生湯の瑞井の伝承が記紀に見え、今日、三原郡松帆村大字瑞井にその遺跡と伝えられる御井があり、土地では「産宮」とよび、お産の祈願をこめる宮となつてゐる。この他、淳仁天皇の御陵前方後円墳（約百米×三十米）及びその御母当麻氏（名曰山背、上総守筵五位上孝女也）の御墓（俗孫）などの歴史遺跡が残されている。

更に、応神天皇に関して、記紀などに、恋愛伝承の範疇に入り得るものは伝えられていないが、ただ、応神天皇の皇女の中に「淡路の御原の皇女」（阿良知の三）と呼んでいる方が伝えられている。

これらのことから、応神天皇と淡路島との関連は考えられ、この縁起と、歌謡との習合的契機をうかがい得る点があり、三縁起の中で、もつとも近類性を感じられるものではあるが、この縁起文が、簡略であり、なお、ただちに、この縁起によつて、この歌謡の隠喩対象を見出し、認定することは、困難なことである。

上述の如く、仁徳天皇と八田の皇女との恋愛伝承、神功皇后に関する伝承、及び、応神天皇代の人の歌とする伝承のいずれをも、この「歌返」の歌謡の縁起と認めることは殆ど不可能である。したがつて、何らかの隠喩を求めるとすれば、歌謡そのものの中からその要素を見出すの外はない。

ここに、琴歌謡の発見者である佐佐木信綱博士は、

「縁起はともあれ、愛人を篠にたとへ詠んだ小長歌で、内容、形式ともに古朴な面影を伝へて居る。」（上代日本文学講座第四）
（卷一「琴歌謡について」）
 と記されており、武田祐吉博士は「統万葉集」中に、
 「島国の淡路の三原の篠を、根こじて持つて来て、朝妻の三井のはとり移し植ゑた。その島国の淡路の篠よ。そのような愛すべき女を、わが朝妻の宮に迎へて移し置いたことだ。」

と釈意を記されており、共に、愛人の女性を篠にたとえたものとされている。更に、木本通房氏は、「上代歌謡詳解」中の、この歌謡の釈義中に、

「淡路の、三原の篠に譬ふべき美しき姫を宮に御入れたるよこびの御詠と考えられる。」

とされており、隠喩の歌であるとみる点において共通した解意であるが、ただ、なお、その姫について、

「大和国添下郡矢田郷に居られたと思はれる、八田若郎女を、淡路の篠と申すのは少しをかしい。」

として、歌謡と第一の縁起との関連を否定し、更に、
 「もしかすると淡路の三原姫といふやうな方について八田若郎女の事情に似たような話があつたのかも知れない。」（因に言ふ。仁徳天皇の都せられた難波高津宮から淡路はすぐである。）

と記されている。なお、更に、武田祐吉博士は、「記紀歌謡集全講」に付記された「琴歌謡全講」の中で、本歌謡の「釈」中、「安

波知乃美波良乃之乃」の条に、

「また応神天皇の妃弟媛の所生に淡路の御原の皇女があるが、その名の由来は不明である。」

と慎重に述べられており、更に、その「評」に、

「寓意のありそうな歌であるが、どういふことかあきらかでない。葛城の朝妻のあたりに宮があつて、淡路の三原の娘子をそこに移し住ませたというのだからか。表面にあらわれた歌詞は、すなおで、淡々とした興趣がある。」

と記されている。

ここに、隠喩の対象として、絞られて来た焦点に浮び出た、「淡路の御原の皇女」(阿貝知の三腹の皇女記)の名は、応神天皇の皇女として、記紀両書の帝紀(系)の部分に伝えられている外に、古事記の応神天皇の条の最後の部分に、又、付記されている系譜中に、

「また、根鳥の王、庶妹三腹の郎女に娶ひて生みませる子、中日子の王、次に伊和嶋の王(系)」

ということが記されている。

この淡路の御原の皇女は、その御母が応神天皇の皇后仲姫の妹にあたる弟姫であり、皇后仲姫を御母とする仁徳天皇及び根鳥王とは、異母兄弟姉妹の関係にある。なお、仁徳天皇との間に恋愛伝承が伝えられている八田の皇女(八田之若郎女記)は、その御母が、和珥の祖日触の

使主の女である宮主宅媛であり、仁徳天皇とは、異母兄弟姉妹の関係である。なお、八田の皇女の同母姉妹である雌鳥の皇女と仁徳天皇との間にも恋愛伝承が伝えられている。

ここに、仁徳天皇の同母兄弟である根鳥王と、庶妹淡路の御原の皇女と関係は、古事記に系譜として記されているのみであるが、この二方の間に恋愛伝承の存在を考え得られないことはない。ただ、二方に関する伝承があつたとしても、それは、仁徳天皇と八田の皇女とに関する伝承、更に、仁徳天皇と雌鳥の皇女とに関する伝承に比しては、劣位伝承であり、古史伝承の伝承経路における習合通性として、劣位伝承が、優位伝承に、いつか、次第に吸収されてしまつて行く型態上の考察からすれば、この三つの恋愛伝承の中、最優位伝承である仁徳天皇と八田の皇女(皇后磐之姫命の薨去後、後の皇后となられている)との伝承に、根鳥王と淡路の御原の皇女との恋愛伝承にかかわる歌謡が転位吸収されて伝えられる可能性を推考し得る点があり得る。

あるいは、又、仁徳天皇が、八田の皇女に求婚される以前に、吉備の海部直の女である黒日売に求愛されたとする恋愛伝承があり、この中に、その折、皇后磐之命の嫉妬を恐れて、黒日売が、吉備の国に逃げ帰つた後、仁徳天皇は、皇后を欺いて、淡路島を通つて吉備の国まで後を追つて行かれたとする伝承があり、古事記のその条に、

「(天)淡道島にまして、遙に望けまして歌ひたまひしく、

おしてるや 難波の埼よ 出で立ちて わが国見れば 淡島

湍能基呂島 檳榔の島も見ゆ 佐気都島見ゆ

乃ち、その島より伝ひて、吉備の国に幸でましき。」

という伝承があり、ただ仁徳天皇の難波の高津の宮が淡路島に近いという以上に、それは、仁徳天皇と淡路島との関連の深さを推考せしめるものがあるのであり、ここに、仁徳天皇と淡路の御原の皇女との恋愛交渉も推考し得る可能性がある。この場合、仁徳天皇と淡路の御原の皇女との伝承が、そのまま優位伝承としての仁徳天皇と八田の皇女との恋愛伝承に転位・吸収される型態も考え得られる。

ともかくも、このような伝承経路における、優位伝承への転位・吸収の姿体が、第一の縁起と、この「歌返」の歌謡の習合性を生ぜしめるに至つたものと見得られるものである。

しかし、以上の推考も、隱比対象の検出のためには、これ以上に、この推考を確証する伝承資料が見出されない今日、もはや不可能の点に到着して止まるの外ない。

ただ、美しい女性・恋しい女性を、「小竹」を比喻として表わしたとする点のみは、万葉集の中にも、次のような例歌、

淡海のや 矢橋の小竹を矢著かずて 信ありえめや 恋しきものを

(7・一三五〇)

かくしてや なほや老いなむ み雪零る大荒木野の小竹にあらな

くに

池の辺の小槻が下の細竹な刈りそね そをだに君が形見に見つ

思はむ

(7・二二七〇)

妹らがり わが通ひ道の細竹すすき 我し通はば 靡け 細竹原

(7・二二二〇)

があり、更に古事記に八千矛の神が須勢理毘売に対して歌われたとして伝えている長歌の中に、須勢理毘売を「山処の一本薄、頃傾し汝が泣かさまく」(五記)と表わしており、また、仁徳天皇と八田の皇女との恋愛伝承に付記している歌謡では、八田の皇女を「八田の一本菅」(六六五)と表わして、女性を禾本科植物に比喻して表わしている。このように、女性をすすきや菅に比喻することは、万葉集中にもまた多く見られ、例えば、

わが門に禁る田を見れば 佐保の内の秋芽子薄念ほゆるかも

(10・三三二二)

さを鹿の入野の薄初尾花 いっしか妹が手を枕かむ

(10・三三七七)

秋芽子の花野の薄穂にはいはず わが恋ひわたるこもり嬌はも

(10・三三八五)

吾妹子に相坂山のはだ薄 穂には咲きいはず 恋ひわたるかも

(10・三三八三)

新室の言寿に到れば はだ薄 穂に出し君が見えぬこのごろ

かの児ろと宿すやなりなむ はだ薄 宇良野の山に 月片寄るも

(14・三五六五)

杜若咲く沼の菅を笠に縫ひ 著む日を待つに 年ぞ経にける

(11・二八一八)

三島菅 いまだ苗なり 時待たば 著すやなりなむ 三島菅笠

(11・二八三六)

み吉野の水隈が菅を編まなくに 刈りのみ刈りて 乱れなむとや

(11・二八三七)

などあり、これらはかなり技巧的な比喩表現になつていられるように見えるが、むしろ、民謡世界で歌われて、瀧過されて生み出されて来た、この世界での類想表現の手法である。その意味においてのきわめて自然の流出情意であり、これらの例歌がすべて、恋情意表現の歌であることからしても、それぞれの禾本科植物は、女性隠喩の表現用語であることは明かである。したがつて、「淡路の三原の小竹」にも何らかの女性隠喩性を考えることは、一応なし得ることである。

しかし、古代歌謡の本来の内容意を探究するために求められる隠喩対象の限度は、前述の如き、男女の性別・老若幼の年令的差別の程度を越え得るものではなく、この限度を越えての解釈・理解は、後代的な、有目的なものであるにすぎない。

一体、古代歌謡について、そこに個別的比喩性を判別しようとする受けとり方は、古代歌謡の本来の姿を探究する方法としては、決して正統なものとはなし得ないものである。

しかし、古代歌謡が、今日にまで保存伝承され得て来たことは、それが国家伝承としての記紀及びそれに準ずる風土記、その他の古代古典に見える古史伝承に習合され得たためにこそあり得たことであり、更に、そのことから、古史伝承との連なりにおいて、次第に、その古代歌謡に隠喩が求められてくるに至つたのであるとしても、そのような点に拠る考察は、ただ、古代歌謡がいかにして歴史資料として、記紀・風土記などに吸収されるに至つたかについての、古代歌謡の伝承過程における習合姿体の歴史的探究の外のものではあり得ない。

故に、古史伝承と全く別個に発生し、あるときまでは全く別個の伝承経路を経て来た後、ある一つの契機によつて習合して伝承されるに至つた古代歌謡の、その本来の姿の把握、即ちその歌意の理解は、それらの歌謡が純粹に古代人の抒情の声として歌いあげられた本筋において採りあげられねばならないものである。

かくして、古史伝承への隠喩性から再び切り離された古代歌謡の歌意解は、その用語の表意にのみよる解釈による時は、例えば、本歌謡の口語訳として、前記した如き、一応の通意訳がなされるにすぎないこととなる。しかし、そのような歌意解によつては、何らか

の人間感情が表出されていることはうかがい得ても、そこには、詩情発想を母体とする抒情表現に至つた感動昇騰の心情基底を十分にうかがい得る何ものをも見出し得ない。

ここに、古代人が、口誦伝承の世界に生み出した古代歌謡の、本来の歌意解について、もつとも重要なことは、その言語表現の以前に存在し、その言語意に負わされている、古代人の心情、そのものの姿体の解明であり、更に、その心情の動行の基底をなしている、古代人の信仰習俗の理解に立脚する解意の探究である。

本来、古代人の個々別々の心情発想の姿体の最大公約数として発生した、古代の信仰習俗は、逆に、古代人の個々別々の心情を、次第に規正するに至り、その信仰習俗を、古代人は、自分たちの生活感情そのものとして感じとり、そこに自分たちの感動を寄せて、表現するに至つていたのである。したがつて、古代人の発想の表出の心情基底には、何らかの古代信仰習俗の存在を否定することは出来ないことである。しかも、更に、その古代人の生活した風土の状態は、前述の心情発想の姿体を生み出した場であり、更にそれを規定しているものもあることを、基本条件として見のがすわけにはいかないことである。

ここにおいて、この「歌返」の歌謡の場としてのかかわりを持つ「淡路の三原」及び「朝妻」の地が、古代人の心情に受けとられた姿体をうかがわせる、そのの古史伝承に見える意義、及び「御井」

「御原」「小竹」そのものにかかわる、古代信仰習俗上の意義の理解が、この「歌返」の歌謡の本来の解意を見出す契機を与えるものとみなし得るのである。

「淡路島」については、古事記、及び、日本書紀の本文・一書(第一の一書は後の整理の形と認められるので除く)の伝承において、伊耶那岐の命・伊耶那の命の国生みの宣り直し後に、最初に生誕した島として伝えられている。このことは、この島が古代人にとつても、温暖で、水清く、地味豊かに産物多く、住みよい地として、きわめて印象深い風土感を抱かれていたことを基盤とするものであるとみなし得る。今日においても、淡路島は、米麦の多収穫と良質との点については、兵庫県下の第一であり、その他、野菜類・柑橘・枇杷・葡萄などの豊富さ、又、海のもの・淡水産のものなどまで、野の幸・山の幸・海の幸の豊かな土地柄は、瀬戸内海に包まれる緯度線上の風土によるものであり、数千年以上の時代差といえども甚しい風土差を生み出すほどのものでない以上、淡路の豊穰な風土は、古代と現代とにおいて、自然生産量の甚大な差異を考えるの要なく認め得ることである。

従つて、応神天皇紀廿二年秋九月の条に

「天皇、淡路の島に狩したまひき。この島は海に横たはり難波の西にあり。峯と巖と紛ひ錯り、陵と谷と相続き、芳しき草薺く蔚くして、長き瀾潺湲れたり。また麋鹿鳥雁、多にその島に在り。

故、乘輿屢遊したまふ。」

とあり、なお、遡れば、既記の通り、仲哀天皇が、この地に屯家を定められたことも伝えられており、きわめて古くから、重要な「御食」の国と信じ考えられていたことを見得るのであり、更に、万葉集にも赤人の作にて、

天地の遠きが如 日月の長きが如 おし照る難波の宮に わご大
王國知らすらし 御食つ國 日の御調と 淡路の野島の海人の
海の底 沖つ海石に 饅珠 多に潜き出 船並めて仕へまつるし
貴し 見れば
(6・九三三)

反歌一首

朝なぎに 楫の音聞ゆ 御食つ國 野島の海人の船にしあるらし

(6・九三四)

更に、同じく赤人作に、

御食向ふ淡路の島に 直向ふ敏馬の浦の沖へには 深海松採り
浦廻には 名告藻刈る 深海松の見まく欲しけど 名告藻の お
のが名惜み 間使も遣らずて 吾は生けりともなし (6・九四四)
とあり、淡路島を「御食つ國」とする信仰習俗の存在を確かにする
ものである。ただ、赤人の歌の「御食向ふ」は「粟」の意にのみか
かる枕詞で、「粟」||「淡」の連なりによるものと解説されている。し
かも、この他の万葉集中の「御食向ふ」の三例も、「御食向ふ上の
宮」(九六・二)は、「木麴之宮」の「木」||「御」(酒)の意で、「御食向ふ

酒」と連なるものであり、「御食向ふ味原宮」(6・九六二)の「味」は味
覚に通じて用いられており、更に「御食向ふ雨淵山」(9・九〇九)の「雨」
は「御肴」の意によつて連なり用いられているとみられている。そ
こに見出されることは、「御食向ふ」に食料名又はその関連語を連ね
ることの契機を基底として用いられている枕詞の用法である故に、
「御食向ふ淡路の島」は、その語としての直接の連なりは、上記の
通り、「粟」によつているとしても、その意義を「御食つ國淡路」
と同等のものと受けとることは何らの難点もないことである。

なお、この「御食の國」の淡路島の性格の中、特に重要な意義
は、その「御食」類の中で、もつとも基本になる「水」、特に、淨
水に関する伝承が伝えられていることにある。

古事記の仁徳天皇の条に、

「この御世に、兎寸河の西の方に、高樹あり。その樹の影、朝日
に当れば淡道島におよび、夕日に当れば、高安山を越えき。かれ
この樹を切りて、船に作れるに、いと捷く行く船なりけり。時に
その船に名づけて枯野といふ。かれこの船を以ちて、且夕に淡道
島の寒泉を酌みて、大御水獻る。」

という伝承がみられる。なお、これと略同じ信仰伝承を基盤として
伝えられているとみられるものが、釈日本紀に引用されている播磨
国風土記にあり、「駒手の御井」の伝承として、

「明石の駅家、駒手の御井は、難波の高津の宮の天皇の御世、楠、

井口に生ひ、朝日には淡路島を蔭し、夕日には大倭嶋根を蔭しき。仍りてその桶を伐りて舟を造りしに、その迅きこと飛ぶが如く、一椽に七浪を去き越えき。仍りて速鳥を号く。ここに、朝夕にこの舟に乗りて、御食供へまつらむ為に、この井の水を汲みき。」

とあり、御食の大御水として、淡路島の寒泉、又、井の水を汲んで、神秘的速舟でもつて、朝夕に献つたことを伝えていゝものである。

御食・御酒は、神々を迎えて、記る折に献ずる酒食をのみ呼ぶ名稱として、本来、用いられている語であることは、今更、解説の要もないことであり、その祭の「なほらひ」に、人々は、はじめ、神の座をかこんで、相嘗めすることによつて接し得る、神聖なものとして受けとつていゝものである。故に、御食・御酒(この二者の総合とのみを)の御料としての浄水が、特に、古くからの、心深い伝承を負う淡路島から、速舟をもつて、朝夕に送られたとする伝承は、古代人が、淡路島の寒泉・井水を、特に清く豊かなものと認め、貴重な清浄水・神秘的威力のこもる聖水と信じて取りあつてついた心情姿体をよくうかがわせるものである。このような、淡路島の清浄な井水への信仰習俗は、又、人間生誕の儀礼伝承に結びついて、その重要な意義を伝える伝承を残している。日本書紀の反正天皇の条に、その御生誕にかかわる伝承として

「天皇、初、淡路の宮に生れたまひき。生れながらにして齒は一つの骨の如く、容姿美麗しかりき。ここに井ありて瑞の井と曰ふ。汲みて太子に洗しまつりし時に、多遅の花、井の中にありき。因りて、太子の名と為しき。多遅の花は今の虎枝の花なり。故、稱へて、多遅此の瑞齒の別の天皇と謂す。」

とあり、反正天皇の産湯の水の井を「瑞の井」とよんでいる他に、安寧天皇の第二皇子師木津日子の命の御子、和知都美の命の宮の名を「淡路の御井の宮」とよんだことが、古事記に伝えられている。後者には、それにかかわる伝承は別に伝えられてはいないが、「瑞の井」「淡路の御井」のよび名は、淡路島の浄水の井に対する古代人の信仰心情をうかがわせるに十分である。

今日、淡路島の南部、三原郡松帆村に大字瑞井の地名があり、反正天皇の御生誕時の御井の遺跡が伝えられており、今、「産宮」とよんで、安産を祈る社が建てられてもいる。

この「三原」は「御原」とも書かれ、古の御原の地(御狩地の)の意による地名であり、前記の通り、記紀に伝えられる、応神・仁徳・履仲・允恭の諸天皇の淡路島の御狩の伝承にかかわる地方である。このような伝承古く、由縁深い地に、反正天皇御生誕の産湯の水の御井のあつたと伝える伝承によつて、大字名「瑞井」が名づけられていゝものである。ただ、今の「瑞井」の地名が、必しも反正天皇の伝承中の「瑞の井」そのものではないとしても、三原の地の浄水井

についての、古代人の信仰心情の存在を認知せしめるには十分なものである。

この浄水井の信仰伝承に由縁深く連なる三原地方に生育している「小竹」を、その根ごと掘りおこして、移植することは、この「小竹」を含めて、広く、禾本科植物の節と節との間の空洞部分(間)に神秘力の靈威がこもりかかれると信じ考えていた、古代人の空洞靈威信仰習俗を橋渡しとして、その地の浄水井の靈威の転座を表わすものである。

しかも、その浄水井の水神の靈威を転座したと歌っている「朝妻」の地は、又、古代の史実・古伝承に多くのかわりを持つ地である。

この「朝妻」の地を含む「葛城」の地方は、その西に高く連なる葛城山脈をバックとして、その東麓に展開する丘陵地帯であり、「片岡」とよばれている地形の台地である。そこには、所々に、葛城山脈の溪流を源泉とする清流が見られ、東方にそびえる葛城山脈は、西風を遮断し、古代聚落地としては好適の風土を持つ地勢である。これは、歴史伝承の古くから「葛城」の地名の見えることと相応ずる要素を示すものであり、古く書紀に「葛城の国造」が置かれたことが見えており、更に綏靖天皇の葛城の高丘の宮・安寧天皇の浮穴の宮・履仲天皇の皇女青海姫の角刺の宮の所在地としての伝承が

あり、特に、天武天皇の離宮と伝えられる朝妻の行宮の所在地でもある。この外、第二の縁起に名に見える息長帯日女(神功)の御母は、葛城高額媛(葛城之高額 比売一記)であり、仁徳天皇の皇后磐之媛命(石之日媛 命一記)の御母は、葛城之曾都昆古(記)の女と伝えており、いずれも、葛城の地を本貫とする方々であり、この葛城の地方は、古くから、広意の大和宮廷とは深い連なりを持つていたことをうかがわせるものがある。しかも、特に、葛城之曾都昆古は、葛城の朝妻の地に住んでいたとされており、葛城地方南部の朝妻のあたりは、古代宮廷と何らかと所縁を持った葛城氏の中心地であったとも認められる地である。

この「朝妻」の地の真西には、葛城山脈中の高峯金剛山を望見し得、その高原性の風土は「朝妻山」の名でもよばれ、万葉集に、今朝行きて明日は来ねといひしがに 朝妻山に霞たなびく

(10・1181七)

子らが名に懸けのよろしき朝妻の 片山岸に霞たなびく

(10・1181八)

とも歌われており、そこにかがわれるのどかな風土性は、古伝承に見られる古代聚落地としての性格を保有している地であることを、更に認めさせるものである。このような「朝妻」の地は、常用の水料として、あえて、淡路の浄水井の水を、特別に、速舟をもつてはこぶことの必要はない地である。しかも、なお、「歌返」の歌謡に、

そのことが歌われている心情の理解の契機は、その歌詞中の「御井」の語の負う信仰習俗の理解にかかわっている。

今、ここに、古代古典中の「御井」の語をすべて拾いあげて、分類検討するの手續を経るまでもなく、万葉集の巻一に所収されている「藤原の宮の御井」(五二)の歌が、その性格・意義を直ちに明示してくれている。

この長歌が、持統天皇の御所である藤原の宮を讃える宮ほめの歌であり、それは、その宮ほめ歌の手法によつて、その主である持統天皇を讃える、所謂天皇讃歌としての性格の歌であることは、又、解説を必要としないことであるが、ただ、この長歌が、特に「藤原の宮の御井の歌」と詞書して伝えられて来ていることと対応して、この長歌の末部の

「高知るや天の御蔭 天知るや日の御影の水こそは 常にあらめ御井の清水」

の理解に、「御井」の語意の負う信仰習俗上の心情を説明する契機が見出され得る。

即ち、「高知る(や)天の御蔭 天知る(や)日の御影の水」は、高天原にまします祖先神の靈威の直接にさしこもる清浄の聖水——「御井の清水」であり、その聖水が永遠不変に清浄である如くに、持統天皇の永遠のさきわいを祈願し、祝福することをこめて天皇を讃えた歌としての、この長歌の主情表現部のポイントである。

それ故に「御井」の語の本源意は、天皇の御所にある故に「御井」と称するのではなく、祖先神の神威のこもる井、即ち、神の井であることによつての呼称であり、人間行事としては、神を迎え、神を祀る時に、神のためのみに用いる神聖な水がたたえている井と信じ考えることを基底とする信仰習俗に立脚するものである。したがつて「藤原の宮の御井」は、持統天皇が、祖先の神々を祭祀されるためのみの浄水の御井であり、その神威のこもる御井の浄水の永遠性によつて護られると信じ考える天皇への讃歌として、「藤原の宮の御井の歌」が成立しているのである。更にその反歌に歌われている「藤原の大宮つかへ」に「生れつく(著く)」「処女」は、その神威のこもる靈水の主としての神に直接奉仕する巫女としての処女であり、この反歌一首はその奉仕のためにのみに、その聖水のほとりに生誕した者を含め讃える表現を通して、その聖水の神を讃える歌であり、引いては、その聖水の神威にまもられる持統天皇讃嘆を歌いあげたものとして受けとられる性格を持つに至る歌である。

この「藤原の宮の御井の歌」のみによつても見出され得る「御井」の語の負っている古代習俗心情を通して、理解を引き出されて来る「朝妻の御井」の意義は、朝妻の地に神を祭祀する折にのみ、神にささげるものとして用いられるべき浄水の井である。

ここに、この歌謡「歌返」の本来の歌意として見出されるものは、

古代より、古史伝承に由縁深く伝えられており、特に、海山の幸の豊穰さによつて、「御食つ国」として関心深い淡路島の、三原の地方の聖浄水の神威が移りこもる「小竹」を水神の座として移植することによつて、朝妻の御井の水に、より豊かな神威を加え得たことをよろこび祝福する心情を歌いあげている歌謡、結局、神威讃嘆の声として歌われた、神事民謡としての本質である。

人麿歌集と人麿作品

—その植物について—

若 浜 汐 子

(一)

人麿歌集と称するものについて、その作者及び編者の問題は、近世に入つて以来幾多の論争を展開しつづけて今日に至つた。最近では大久保正氏がその著「万葉の伝統」の中で『人麿呂歌集と人麿呂作歌』といふ一文を掲げて、従来の諸説に触れつつ独自の見解を發表されてゐる。

琴歌譜に、この「歌返」の歌謡が、大嘗会・新嘗祭の大歌として歌われたものとして記録されていること、即ち、宮廷儀礼歌として採用されていたことは、この「歌返」の歌謡が、本質として、神讃嘆の神事歌謡であり、即ち、鎮魂歌としての古代民謡であつた、その基本性格によつて享受理解されていたことを明示するものである。

(一九五八・六・六)

従来の問題は、人麿歌集は誰の編纂か、その中の作者は誰であるかといふ点に集る。その問題の究明には当然人麿作歌と明示されてある作品群との比較研究が採り上げられた。それに関するこれまでの方法は、年代考査や用字法の研究が重んぜられて来たが、近來更に加へて他の諸方面からの論考も盛になりつつある。

それにしても一たい人麿歌集の歌は誰が作つたのだらうか。又、誰があのかやうにまとめたもののだらうか。その作品の数は概略三